

平成 25 年度 第 2 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 25 年 11 月 28 日(木) 9 時 30 分～12 時 00 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：（委員） 東京工業大学 長瀧重義名誉教授 （委員長）
 白鷗大学法科大学院 鈴木孝之教授 （委員長代理）
 日本大学法学部 藤村和夫教授
 早稲田大学理工学術院 柴山知也教授
 （NAA） 今田取締役、小澤執行役員（整備部長）、川上施設保全部長
 岡本調達部長、松村法務コンプライアンス部長、松枝調達部付、
 施設保全部、調達部、法務コンプライアンス部

議事：

1. 開会の挨拶(省略)

2. 契約状況等

法務コンプライアンス部及び調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	一般競争契約に関し、平成25年度において、これまでと比べ平均落札率が高い理由は何か。	平成25年度は、東日本大震災の復興需要増や民需の活性化等による建築資材の高騰や技術者の人件費等の高騰が原因となり、落札率が高くなったものと考えている。
2	公募型競争契約(工事)の「新照明整備作業所配光測定装置設置工事」において、事前公表された契約制限価格よりも大幅に低い見積額が提示されている理由は何か。	従来は1社独占であったが、最近ライバル社が出てきたため、従来から受注してきた社が効率化等の企業努力を図って金額を下げてきたものと考えている。
3	公募型競争契約(工事)の「貨物地区エプロン照明灯柱架台等補修工事」について、不調後、どのような経緯で再公募したか。	当初、応募してきた2社の見積額が、ともに契約制限価格より高かったため、不調となった。これは、応募者とNAAとの間で、本件補修工事における足場の設置・撤去に関する施工方法の想定が異なっていたことが判明した。そこで、NAAの積算上工法の想定を改めるととも

		に、塗装工事を追加するなど発注内容を変更して再公募を行ったものである。
4	公募型競争契約(工事)の「1PTB 南棟到着系施設拡張工事・昇降機(官)」について、不調後、どのような経緯で再公募したか。	当初応募してきた唯一の社が、昇降機の規格不一致という理由で見積りを辞退したため、結果不調となった。そこで空港内で施工中の他の昇降機会社にヒアリングを行ったところ、受注意欲を示した会社があったことから、再公募を行ったものである。
5	公募型競争契約(設計)の「多機能施設新築他実施設計」について、当初は低い見積金額を提示した2社が、価格交渉で見積りを辞退したのはなぜか。	本件は既存の3施設を解体・撤去する作業が含まれた設計である。当初、応募者2者はこれらの解体・撤去の見積りを低く見積もっていたが、価格交渉において、作業内容等を確認したところ、認識違いが判明したため、見積りを辞退してきたものである。
6	不調となったのち、再公募をかけるか、または随意契約とするか、判断基準があるか。	基本的には、不調後はまず、時間的余裕があれば、再公募の可能性を模索している。その際、必要に応じて、応募条件の見直しなどを行って、再公募している。しかし、再公募をしても応募者がいないと見込まれる場合や、工期との兼ね合いで再公募をする時間がない場合には、随意契約をすることとなる。
7	不調後、再公募をしても応募者がいないと見込まれる場合に随意契約をする根拠として、調達事務細則第40条の2第5項第2号「競争に付しても申込者がいないとき、または再度の見積を徴収しても契約制限価格の範囲内の見積書等がなかったとき。」をあげているが、これに関してはこの条項で読み取れないのではないか。	当初の公募に限らず、競争に付しても申込者がいないとき、または契約制限価格内の見積書等がなく不調になった場合に当該条項に該当すると解釈している。つまり様々なケースがあるが、公募して不調になった後、随意契約に移る場合には、すべて当該条項が当てはまるものと解釈している。
8	随意契約(工事)の「P1 駐車場大型バス乗降場屋根掛け工事」について、不調となった後、随意契約に至るまでどのような経緯があったのか。	当初3社から応募があったが、3社とも見積りを辞退してきたため不調となった。不調後応募者3社にヒアリングしたところ、2社は技術者がまわせなくなったこと等を理由に既に受注意欲はないとのことであったが、残り1社は価格は折り合わないものの唯一受注意欲を示していた。そこで、契約制限価格の見直しを行い随意契約を行ったものである。

9	「航空照明整備作業所新築工事(建築・設備)」において専任技術者は施工中現工事と本件工事の兼務を緩和条件に加えているが、当初の公募の際、条件として採用することはできなかったのか。	建設業法上で下請け 3,000 万円以上の工事において、技術者の専任配置が義務付けられていることから、最初の公募の条件では、全て専任技術者の配置を条件とした。しかし、建設業法の中の例外条項でそれぞれの工事対象に一体性が認められる等一定の条件が整えば技術者の兼任ができるという条項があることから随意契約相手の選定時に打診したものである。
---	--	---

3. 総合評価方式について

調達部及び整備部より、以下 2 件の工事概要及び契約方式について説明

- PTB50・60 番台固定ゲート増築工事
- 2PTB 連絡通路新設その 2 工事(建築)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	価格点は、契約毎に1点の重みを勘案しながら、決定するのか。	「PTB50・60 番台固定ゲート増築工事」は、同時期に発注した「2PTB 連絡通路新設その2工事(建築)」とのバランスを考慮し、1点の重みを決定した。
2	「2PTB 連絡通路新設その 2 工事(建築)」において、工期を守れないことを欠格条項にしているが、工期の遅れを相対的に技術点に取り入れて評価する方法があったのではないか。	過去に、工期より前に早く工事が終わるものについて、技術点を加点するというケースはあった。
3	「入札辞退みなし」は初めてのケースだが、契約条項等はあるのか。	応募要領の中で、当社が求める条件を満たした技術資料を提出しない場合は入札辞退とみなすという条項がある。当社が求める条件の中には完成工期が含まれており、顧問弁護士からも、当該条項に基づき、入札辞退とみなせるとの見解を得た上で決定したものである。

4. 低見積調査について

調達部及び整備部より、以下 1 件の工事概要及び契約方式について説明

- PTB 入場管理カメラシステム整備工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	評価の方法のうち、ある「システム性能評価項目において点が低くても、他の評価項目において点が高ければ、評価として成立するのか。	評価項目のうち、足切り点を定めた評価項目において、足切りの点数に満たない場合は、不合格となる。しかし、それ以外の評価項目については点数が低くても評価として成立することになる。
2	当該カメラシステムについて、前例はあるのか。	当該カメラシステムを使用して整備された前例はないと思われる。

5. 無効及び不調案件について

調達部及び施設保全部より、以下 1 件の工事概要及び契約方式について説明

■ 警備用連絡通報電話端末更新工事(集中指令)

委員からの質問・意見
特になし。

6. その他

法務コンプライアンス部より、以下 1 件について報告

■ 組織改編について

7. 全体を通しての意見

委員からの質問・意見
NAA の競争契約に関しては、概ね適正に機能している

8. 閉会の挨拶(松村部長)

次回の委員会日時は未定。